

| | | | | | | |
|--|-----------|-------|-------------------|---|--|---------------|
| 区分 | 臨床・専門基礎分野 | 授業科目名 | 医療福祉概論 | | 単位数 | 1 |
| 対象学年 | 1年次生 | 開講時期 | 前期・ 後期 ・通年 | | 講義形態 | 講義 ・実習 |
| 担当教員名 | 橋口 博之 | 実務経験 | 有 ・無 | 実務経験内容 | 特別養護老人ホーム:主任生活指導員 児童福祉施設:児童指導員及び主任児童指導員 地域包括支援センター:社会福祉士 居宅介護支援事業所:介護支援専門員及び管理者 県介護サービス情報の公表調査員等 | |
| 授業の目的・目標 | | | | 成績評価の方法 | | |
| 自分の人生を自分で決め、誇りをもって生きることは、生まれ・信条・年齢・性別・介護の必要の有無・経済や健康状態等に関わらず誰もが望むことである。必要な福祉制度の知識を習得し、医療サービスの提供者として、又、地域住民として果たすべき役割を考える。 | | | | 試験答案、講義中の質疑応答及び小テスト・小レポート(感想や質問)の提出等により、理解度や知識を深めたいという意欲を評価したい。 | | |
| 授業の概要・授業方針 | | | | テキスト・参考資料等 | | |
| 社会福祉の歴史・思想を含む概要、医療サービスと協働して支援にあたるおおよその社会福祉の制度・サービス等を学ぶ。憲法に保障された、生存権・幸福追求権等の人権がどのように保障され、又、どうすれば守られるかを医療サービスの提供者として考える機会としたい。 | | | | プリント及び医療福祉総合ガイドブック2019年度版等 | | |
| 授業計画 | | | | | 講師 | |
| 第1回 「社会福祉とは何か」 ・人権としての社会福祉 憲法第25条 社会福祉のとりえ方等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第2回 児童福祉 ・児童福祉法 児童育成の理念 児童育成の責任 相談機関 施設等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第3回 高齢者福祉(1) ・高齢者 高齢化率 高齢化社会と高齢社会 日本の現況と今後の課題等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第4回 高齢者福祉(2) ・介護保険の大まかな仕組み 代表的なサービス等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第5回 障がい者福祉(1) ・障がいのとりえ方とその変遷 ADL/QOL ICIDH/ICF等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第6回 障がい者福祉(2) ・前回講義補足及びまとめ 障害のある人への法制度の流れ 相談機関と主な福祉サービス等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第7回 社会保障制度(1) ・社会保障とは 憲法第25条「生存権」 社会保険 公的年金:国民年金(基礎年金)等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第8回 社会保障制度(2) ・公的扶助とは 生活保護法 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第9回 権利擁護 ・憲法第13条 人権 個人の尊重 幸福追求権 虐待及び防止法 日常生活を営む上で判断能力が不十分な人の権利や財産を守る仕組み等 | | | | | 橋口 博之 | |
| 第10回 事例検討 ・グループワークを通して、対象者の抱える生活問題を見出し、その対応策を探る。自由に自らの意見を述べ、グループメンバーとしての役割を担い、授業で習得した介護保険・福祉サービス等を再確認する。 | | | | | 橋口 博之 | |